寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程新旧対照表

現 行				改正案			
~ 略 ~				~ 略 ~			
別表第2(第2条、第3条関係)				別表第2(第2条、第3条関係)			
職員	勤務時間	休憩時間	週休日	職員	勤務時間	休憩時間	週休日
	及びその				及びその		
	割振り				割振り		
総務課に勤	(略)				(略)		
務する職員							
の う ち 自 動				自動			
車運転業務				車運転業務			
に従事する				に従事する			
再任用職員				再任用短時			
				間勤務職員			
(略)				(略)			
~ 略 ~				~ 略 ~			
				附 則			
				この訓令は、平成29年4月1日から施行す			
				<u> </u>			